

令和3年2月徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

1 徳島県後期高齢者医療広域連合告示第1号

令和3年2月徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年2月1日

徳島県後期高齢者医療広域連合長 内藤 佐和子

(1) 期日 令和3年2月15日

(2) 場所 徳島市川内町平石若松78番地1 徳島県国保会館3階 研修室

2 令和3年2月15日(月)午後2時35分開会

3 出席議員は、次のとおりである。

1番 井上 武	2番 土井 昭一
4番 出口 憲二郎	5番 奥田 勇
6番 川村 辰夫	8番 井川 英秋
9番 多田 敬	10番 野上 武典
11番 花本 靖	12番 岩城 福治
13番 小林 智仁	14番 森本 孝夫
15番 古野 司	16番 影治 信良
17番 枅 富治	18番 三浦 茂貴
19番 立井 武雄	20番 橋本 典幸
21番 平石 賢治	22番 玉井 孝治
23番 坂東 泰幸	24番 谷川 真二
25番 松浦 敬治	

4 欠席議員は、次のとおりである。

3番 泉 理彦                      7番 藤井 正助

5 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

広域連合長	内藤 佐和子	副広域連合長	坂口 博文
副広域連合長	原井 敬	監査委員	江口 博
事務局長	大澤 昇司	総務課長	井形 雅範
事業課長	津川 茂	事業課課長補佐	三木 一樹
事業課主査兼係長	武岡 香	事業課主査兼係長	坂東 裕司

6 職務のため出席した職員の職氏名は、次のとおりである。

総務課課長補佐	岡田 幸子	総務課主査兼係長	西川 史洋
総務課主事	谷口 友伯		

7 議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 新たに選出された議員の議席の指定について
- 第4 承認第1号 徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 議案第1号 令和3年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について
- 議案第2号 令和3年度徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第3号 徳島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第4号 徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 第5 同意第1号 徳島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について

8 会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 新たに選出された議員の議席の指定について
- 日程第4 承認第1号から議案第4号まで
- 日程第5 同意第1号

(午後2時35分開会)

○議長（井上武君）

ただいまから、令和3年2月徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

広域連合長から、招集の挨拶があります。

○議長（井上武君）

連合長

○広域連合長（内藤佐和子君）

広域連合長の内藤佐和子でございます。令和3年2月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、新型コロナウイルス感染症が収まらない中での開催でございますが、当広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜り、また全員協議会と定例会を同日に行うという新しい試みに御協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、12月に閣議決定された全世代型社会保障改革の方針では、少子高齢化が急速に進む中、現役世代の負担上昇を抑えながら全ての世代の方々が安心できる社会保障制度を構築し、次の世代に引き継いでいくという観点から、一定所得以上の、後期高齢者医療被保険者の、窓口での自己負担割合を、引き上げることとなりました。

当広域連合といたしましては、引き続き、被保険者の方々が安心して医療サービスを受けることが出来るよう、市町村や関係機関と連携を深め、医療費の適正化や、保健事業の充実強化等により、効果的かつ効率的で、高齢者一人ひとりの状況に応じた対応が、図れるよう努めてまいりたいと存じますので、今後ともよろしくお願いいたします。

本日の定例会では、監査委員の選任同意をはじめ、令和3年度一般会計予算などの予算議案、条例議案を上程しておりますので、御審議を賜りますようお願い申し上げます。招集の御挨拶とさせていただきます。

○議長（井上武君）

これより、本日の会議を開きます。日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

まず、議員の辞職について御報告申し上げます。阿南市選出の林孝一議員、つるぎ町選出の森長秀行議員におかれましては、これまで、徳島県後期高齢者医療広域連合議会議員として御尽力をいただきましたが、閉会中に選挙母体であります各市町におきまして、辞職により、離職されております。ここに、改めまして、離職されました議員の皆様方の御尽力に対しまして感謝を申し上げ、御報告とさせていただきます。

次に、このほど阿南市議会議長、つるぎ町議会議長から、広域連合議会議員選出の通知があり、これを受理しております。

次に、監査委員から、昨年8月から本年1月まで実施した例月出納検査及び定期監査の結果について、議長あてに、報告書が提出されております。以上、御報告申し上げます。

次に、本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

○議長（井上武君）

なお、本日の会議に欠席の届出のありました方は、3番泉理彦君、7番藤井正助君以上であります。

○議長（井上武君）

それでは、日程第1会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、徳島県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第76条の規定により、6番川村辰夫君、25番松浦敬治君のお二人を指名いたします。

○議長（井上武君）

次に、日程第2会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（井上武君）

御異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

○議長（井上武君）

次に、日程第3新たに選出された議員の議席の指定を行います。

なお、この度、本広域連合議会議員に選出された方は、阿南市から奥田勇君、つるぎ町から谷川真二君以上であります。

新たに選出された議員の議席については、会議規則第4条の規定により、ただいま、御着席のとおり指定いたします。

○議長（井上武君）

次に、日程第4承認第1号徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてから、議案第4号徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを、一括して議題といたします。以上5件の提案理由について、事務局の説明を求めます。

○議長（井上武君）

事務局長

○事務局長（大澤昇司君）

承認第1号及び議案第1号から議案第4号までについて、順次、御説明をさせていただきます。恐れ入りますが、資料③の条例議案の1ページをお願いいたします。承認第1号

徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認をお願いするものでございます。2ページをお願いいたします。本件は、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、令和2年9月29日に専決処分を行ったものでございます。専決処分の概要につきましては、資料④の条例議案概要説明書で御説明させていただきます。④の1ページをお願いいたします。

改正の趣旨でございますが、新型コロナウイルス感染症対策として、国が保険料の減免に関して財政支援を行うことに伴い、保険料の減免について規定の整備を要するため、徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例について所要の改正を行うものでございます。

改正の概要でございますが、第18条の次に1項を加えるものでございます。

施行期日等につきましては、公布の日から施行し、改正後の徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和2年2月1日から適用するものでございます。

続きまして、資料⑥の条例議案の2ページをお願いいたします。本件は、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、令和3年2月13日に専決処分を行ったものでございます。専決処分の概要につきましては、資料⑦の条例議案概要説明書で御説明させていただきます。⑦の1ページをお願いいたします。

改正の趣旨でございますが、令和3年2月3日に新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が公布され、公布の日から起算して10日を経過した日から施行することとされたことに伴い、徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例について所要の改正を行うものでございます。

改正の概要でございますが、附則第9項中を改めたものでございます。

施行期日等につきましては、公布の日から施行するものでございます。

次に、議案第1号及び議案第4号について、順次御説明をさせていただきます。恐れ入りますが、資料①の予算議案の3ページをお願いいたします。議案第1号令和3年度徳島県後期高齢者医療広域連合の一般会計予算は、次に定めるところによるものでございます。第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5,492万6,000円と定める。第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

4ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算のうち、歳入につきましては、款1分担金及び負担金、項1負担金1億3,539万4,000円、款2国庫支出金、項1国庫補助金579万5,000円、款3財産収入、項1財産運用収入2,000円、款4繰入金、項1基金繰入金1,373万5,000円、歳入合計1億5,492万6,000円となっております。

5ページをお願いいたします。歳出につきましては、款1議会費、項1議会費93万2,

000円，款2総務費，項1総務管理費1億5,177万5,000円，同じく項2監査委員費21万7,000円，款3諸支出金，項1基金費2,000円，款4予備費，項1予備費200万円，歳出合計1億5,492万6,000円となっております。予算の詳細につきましては，全員協議会で御説明させていただいたとおりでございます。

次に，9ページをお願いいたします。議案第2号令和3年度徳島県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計予算は，次に定めるところによるものでございます。第1条歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ1,289億6,783万7,000円と定める。第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，第1表歳入歳出予算によるものでございます。第2条一時借入金は，地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は，20億円と定めるものでございます。第3条歳出予算の流用は，地方自治法第220条第2項ただし書の規定により，歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は，医療給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間で流用するときとするものでございます。

10ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算のうち，歳入につきましては，款1市町村支出金，項1市町村負担金221億3,126万2,000円，款2国庫支出金，項1国庫負担金314億6,348万3,000円，同じく項2国庫補助金122億6,006万4,000円，款3県支出金，項1県負担金108億9,748万7,000円，同じく項2県財政安定化基金支出金1億3,400万円，款4支払基金交付金，項1支払基金交付金509億3,668万1,000円，款5特別高額医療費共同事業交付金，項1特別高額医療費共同事業交付金3,123万4,000円，款6財産収入，項1財産運用収入3万8,000円，款7繰入金，項1基金繰入金1億1,000円，款8繰越金，11ページをお願いします。項1繰越金7億6,306万7,000円，款9諸収入，項1延滞金，加算金及び過料12万円，同じく項2預金利子19万9,000円，同じく項3雑入2億5,020万1,000円，歳入合計1,289億6,783万7,000円となっております。

12ページをお願いいたします。歳出につきましては，款1総務費，項1総務管理費4億4,192万円，款2医療給付費，項1療養諸費1,215億2,657万円，同じく項2高額療養諸費62億4,435万円，同じく項3その他医療給付費1億6,500万円，款3県財政安定化基金拠出金，項1県財政安定化基金拠出金4,590万3,000円，款4特別高額医療費共同事業拠出金，項1特別高額医療費共同事業拠出金3,416万1,000円，款5高齢者保健事業費，項1健康保持増進事業費4億4,492万8,000円，款6基金積立金，項1基金積立金3万8,000円，款7公債費，項1公債費216万7,000円，款8諸支出金，13ページをお願いします。項1償還金及び還付加算金3,280万円，款9予備費，項1予備費3,000万円，歳出合計1,289億6,783万7,000円となっております。予算の詳細につきましては，全員協議会で御説明させていただいたとおりでございます。

続きまして，議案第3号から議案第4号までの条例議案につきまして，資料④の条例議案概要説明書で御説明いたします。

資料④の3ページをお願いいたします。議案第3号徳島県後期高齢者医療広域連合職員

の給与に関する条例の一部改正について、お願いするものでございます。

改正の趣旨でございますが、人事院勧告に基づき、国家公務員の給与の改定が行われたことに伴い、徳島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例について所要の改正を行うものでございます。

改正の概要につきましては、第19条第2項及び第3項中、「100分の130」であったものを「100分の127.5」に改正するものでございます。

施行期日は、公布の日から施行するものでございます。

5ページをお願いいたします。議案第4号徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、お願いするものでございます。

改正の趣旨でございますが、令和3年1月1日施行の国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令において、個人所得課税の見直しが実施されることに伴い、後期高齢者医療制度の軽減判定所得に係る規定を改正するものでございます。

改正の概要でございますが、個人所得課税の見直しが実施されたことに伴い、後期高齢者医療制度の軽減判定基準額の変更を行うものでございます。

施行期日は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

経過措置でございますが、改正後の保険料の被保険者均等割保険料の軽減判定基準額の規定は、令和3年度以降の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例によるものとするものでございます。以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（井上武君）

以上で提案理由の説明は終わりました。これより、質疑及び一般質問に入ります。質疑及び一般質問の通告がありましたのは、1名であります。通告者の発言を許します。なお、発言時間は質問及び答弁を合わせて30分以内となっております。

○議長（井上武君）

13番小林智仁君

○13番（小林智仁君）

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。後期高齢者医療制度を持続可能な制度にするための対策についてということで、5点質問をいたします。

高齢者の増加、人口減少による担い手不足という社会背景により、徳島県の後期高齢者の医療費は年々増加しております。この制度を持続可能にするためには、医療費抑制の対策が急務であると考えているが、どのような対策を実施していくのか、そのビジョンを伺います。

2点目、先述の対策の1つとして、広域連合から市町村への委託事業として、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業が令和2年度から開始されておりますが、事業実施につきましては、市町村任せではなく、広域連合から効果的な事業とするためにも積極的にアプローチをかけていく必要があると思うが、その点についてはどのように思っている

のか伺います。

3点目、事業を実施するにあたっては、当然のことながら目標を定め成果を上げていかなければなりません。先述の事業について、いつまでに全市町村で実施し、事業効果として将来的にどれくらいの医療費が抑制できると試算しているのか。また、1点目のビジョンを達成するために、いつまでにどのような事業を実施し、どれくらいの効果を上げていく予定なのか具体的な実現方法を伺います。

4点目、広域計画における現状では、医療費の上昇原因として、「がんの医療費の伸びが上昇」、「生活習慣病である糖尿病等」が挙げられておりますが、例えば、がんであれば、どの部位が多く徳島県特有の傾向があるのかどうか。また、その結果によっては、保健事業の効果的な指導方法ができるのではないかと考えておりますが、現状把握と方向性について伺います。

5点目、後期高齢者医療制度を持続可能な制度とするためには、保険料見込みを勘案しつつ、将来の目標とする医療費を見込む必要があると思っておりますが、どのように考えているのか。以上5点についてお伺いをいたします。

○議長（井上武君）

事務局長

○事務局長（大澤昇司君）

小林議員の御質問に、順次、答弁いたします。

まず、制度を持続させるための医療費抑制の対策に関する御質問についてでございますが、医療費の適正化事業といたしまして、レセプトの点検業務を行っており、その内容はレセプト単位に行う一次点検と過去の受診歴を含めて確認を行う二次点検を実施しております。

また、ジェネリック医薬品の啓発事業、同じ被保険者が複数回の受診を行っている可能性がある場合に行っております重複・頻回等の指導事業や健康診断対象者の拡大等を行っており、医療費の抑制を図っております。

この他、御質問の中にもありました、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を市町村において実施していただくことにより、被保険者の健康の維持を図り、医療費の抑制に繋げて参りたいと考えております。

次に、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の実施に関する御質問についてでございますが、令和元年度には全市町村を訪問し、制度のしくみや事業の内容を御説明するとともに、担当の職員の方々に事業の実施をお願いいたしました。

令和2年度においても、未実施の市町村を訪問し、前年度と同様に事業を実施していただけるようお願いいたしました。現在は、事業に関する電話相談なども多く受けている状況でございます。

事業の実施にあたっては、県全域または市町村単位で医療データを集積し、分析を行っております徳島県国民健康保険団体連合会保健事業支援・評価委員会の支援事業の活用等により、より効果的な事業となりますよう努めてまいります。今後も、情報収集に努めるとともに、円滑な事業実施が行えるよう各市町村との情報共有・意見交換を積極的に行って

まいります。

次に、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の目標等に関する御質問についてでございますが、この事業は国の目標では、令和6年度までに全市町村での実施とされていることから、本県におきましても同年度までの実施を目指しております。

事業内容は基本的には、各市町村で企画・調整・地域の健康課題の分析・対象者の把握をしていただき、大きく分けて高齢者に対する個別支援と通いの場等への積極的な関与等を行っていただくこととなっております。現在は、4市町で実施していただいております。

この事業の実施によりまして、市町村ごとの状況に合わせた事業実施が可能なため、高齢者の一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな保健事業と介護予防が効果的かつ効率的に実施されるものと考えております。

医療費の抑制効果の試算については、行っておりませんが、保健事業は中長期的な取り組みを通じて効果があらわれてくるものでございますので、将来的には、医療費の抑制につながるものと考えております。今後も、徳島県後期高齢者医療広域連合と市町村間で連携を密にし、一体的に事業に取り組み、より効果的な事業実施を図ってまいります。

次に、がん等の徳島県特有の傾向等に関する御質問についてでございますが、令和2年度中に徳島県から国民健康保険と後期高齢者医療に係るデータが提供される予定となっております。このデータを活用することにより、効果的な保健事業の実施を図ってまいりたいと考えております。

最後に、将来的な医療費の見込み等に関する御質問についてでございますが、療養給付費は令和元年度におきましては約1,180億円でありましたが令和9年度には約1,270億円となる見込みであります。

しかしながら、現在国で検討されております窓口負担の見直しや新型コロナウイルス感染症の影響による医療費の増減等、様々な要因があることから、今後、国の施策等を注視しながら、適正な徳島県後期高齢者医療制度の運営に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（井上武君）

13番小林智仁君

○13番（小林智仁君）

答弁をいただきまして、再問をさせていただきます。

医療給付費が伸びれば伸びるほど、高齢者負担については、上限があるけれども、公費負担や現役世代の負担については、増え続けていってしまうものだとおもいます。現に前年度予算において、R2年度市町村負担金が216億8,696万4,000円なのに対し、次年度のR3年度市町村負担金は221億3,126万2,000円と予算額において約5億円程度増加しております。なりゆきまかせで、医療費が増加し、結果このくらい必要だから支出金をこれだけいただきますよでは、市町村も現役世代もたまったものではありません。各市町村も義務的経費が年々増えていく上に、老朽化したインフラ施設の再整備等、財政的に非常に苦しい状況に置かれながらも、住民に迷惑をかけないように、住民サービスの質を落とさないよう、限られた財源の中きちんと数値目標を持って、その目標

が達成できるよう財政支出を抑えながら、知恵を絞って具体的な手段に取り組んでいるはずです。先ほどの答弁でありましたが、令和元年度医療費の見込みが約1,180億円であったものが、令和9年度には約1,270億円と9年間で90億円の増加の見込みとなっております。市町村支出金は言えはいくらでも出るものではありません。先ほどの答弁を聞いていると、すべてにおいて総花的・抽象的なことであったように感じます。これでは持続可能な制度の構築等、まさに運頼みとしか言いようがないと感じております。

また、今年度から始まっております高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に関してありますが、先ほどの答弁においては、医療費の抑制効果の試算については行っていない。保健事業は中長期的な取り組みを通じて効果があらわれてくるもの。そして、将来的には医療費の抑制につながるものと考えているとの答弁でありましたが、次年度の予算においても先ほど説明がありましたように、2億2,484万円もの大金を注いで事業を実施するようになっております。この事業を実施するにあたって、どれくらいの効果があるのか、将来的にどれくらいの医療費の抑制が考えられるのか、それらを試算せずに行っていく。結果として減ったらいいいよね。それではしっかりとした対策になっていかないのではないかと考えております。真剣に持続可能な制度の構築に取り組むのであれば、やはり長期的な数値目標を掲げた上で、それを実現するための中期的・短期的な実効性のある手段を明記した計画を策定し、当議会にも提示した上で、联合会ひいては全市町村と力を合わせて、数値目標の達成のために取り組む必要があると考えております。しかしながら、それらの計画があって初めて取り組めるものであります。現在は広域計画を策定しておりますが、これについてはあくまでも基本計画のような形でございます。しっかりとした長期・短期の実施計画の策定を求めますが、その点についての考えを伺います。

○議長（井上武君）

事務局長

○事務局長（大澤昇司君）

小林議員の御質問に、答弁させていただきます。

現在は確かに中長期的に保険料を抑制するという計画は立てておりませんし、計画の策定段階に入っておりません。ただ個々の事業におきまして、先ほど申し上げました頻回受診に対する指導でありますとか、そのような事業の中で削減は進めております。また、ジェネリック医薬品の普及でありますとか、個々の施策としては、現在のところ効果を上げておりまして、そこの中の削減を今図っている状況でございます。現在のところ申し訳ございませんが中長期的な保険料の抑制に関する計画というものはございません。

ただ今後におきまして、御指摘のとおり、今後団塊の世代等が入ってきます。それによりまして被保険者数が増加する予想が立っております。それに伴いまして、当然のことなんでしょうが、療養給付費も増えるということで、先ほどのような説明をさせていただいたのですが、計画づくりにつきましては、今後必要性は感じておりますが、申し訳ございませんが、策定の段階には入っていないということが現状でございます。以上でございます。

○議長（井上武君）

### 13番小林智仁君

#### ○13番（小林智仁君）

今現在は詳細な中長期的な計画を策定していないという答弁でございましたけれども、令和元年から令和9年までの間に90億円増加する見込みである。これ大変大きな数字であると思います。その負担については、国・県・市町村とそれぞれ負担割合を決められておりますけれども、市町村の増加分というのはかなり上がってくる。これに対して、現在それぞれの市町村で行っているのは、総合戦略からKPI、PDCAサイクルを回して、しっかりと事業について効果を検証していく、数値目標を掲げて、その事業に対してどのような効果を上げていくのか、これをしっかり検証した上でそこにお金を投じる。そうしたことを行っております。この90億円増加の見込みがあるというふうなことを、指をくわえて、結果色々な事業をやったけれども、結果として少なくなったよね。これでは何のために何を目標にしてその事業を実施しているのかという本質の部分が見えてきません。やはり事業を実施するのであれば、何年後にはいくらかの医療費を削減する。あるいは、今現在では令和9年には90億円増加する見込みだけれども、こうした事業を実施していく上で、この医療費の増加を70億円に抑える。ある程度目標を立てて、実施していくことが、本来の筋道ではないだろうかというふうに思っております。

現在では、数値目標を設定した計画は無いということですが、これについては是非事務局の方で検討していただいて、また今後議会に対して、説明をいただければありがたいと思うところでございます。その計画策定あるいは、数値目標の策定について、事務局に強く依頼をしておきまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

#### ○議長（井上武君）

以上で、通告による発言は終結いたしました。これをもって質疑及び一般質問を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

#### ○議長（井上武君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

#### ○議長（井上武君）

これより、順次、採決いたします。なお、採決は、起立によって行います。

#### ○議長（井上武君）

お諮りをいたします。まず、承認第1号について、原案どおり承認することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（井上武君）

起立多数であります。よって、承認第1号については、承認することに決定いたしました。

○議長（井上武君）

次に、議案第1号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（井上武君）

起立多数であります。よって、議案第1号については、原案どおり可決されました。

○議長（井上武君）

次に、議案第2号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（井上武君）

起立多数であります。よって、議案第2号については、原案どおり可決されました。

○議長（井上武君）

次に、議案第3号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（井上武君）

起立多数であります。よって、議案第3号については、原案どおり可決されました。

○議長（井上武君）

次に、議案第4号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（井上武君）

起立多数であります。よって、議案第4号については、原案どおり可決されました。

○議長（井上武君）

次に、日程第5に先立ちまして、このたび監査委員を退職されました橋本典幸君から、御挨拶の申し出がありますので、これを許します。

○議長（井上武君）

橋本典幸君

○20番（橋本典幸君）

北島町の橋本でございます。監査委員を退任するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

令和元年の8月議会におきまして、皆様方の御同意をいただき、監査委員に就任をいたしました。毎月の監査におきましては、江口代表監査委員の的確な御指示・御指摘、数々の御意見を拝聴し、また、それを学ぶことができ、大変有意義な監査業務であったと感じます。約1年半の職責を果たすことができましたのも、ひとえに皆様方の御協力のたまもので、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。今後ともこの経験を生かし、引き続き広域連合議員として、しっかりと取り組んで参りますので、今後ともよろしくお願いたします。まとめになりましたが、皆様の御健康とますますの御活躍を御祈念申し上げ、監査委員退任の挨拶といたします。どうもありがとうございました。

（拍手）

○議長（井上武君）

次に、日程第5同意第1号徳島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてを議題といたします。

（坂東泰幸君退場）

○議長（井上武君）

提出者の説明を求めます。

○議長（井上武君）

連合長

○広域連合長（内藤佐和子君）

ただいま、御提案いたしました徳島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について、御説明申し上げます。本案は、徳島県後期高齢者医療広域連合規約第17条第1項及び同条第2項の規定に基づき、橋本典幸監査委員の後任といたしまして、広域連合議員のうちから坂東泰幸氏の選任について、御同意をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（井上武君）

お諮りいたします。本案につきましては、成規の手続を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長 (井上武君)

御異議なしと認めます。よって、本案については、成規の手続を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

お諮りいたします。本案については、原案のとおり同意することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長 (井上武君)

御異議なしと認めます。よって同意第1号徳島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

(坂東泰幸君入場)

○議長 (井上武君)

ただいま、監査委員の選任に同意されました、坂東泰幸君が議場においでになります。御挨拶の申出がありますので、これを許します。

○議長 (井上武君)

坂東泰幸君

○23番 (坂東泰幸君)

上板町の坂東でございます。先ほど監査委員選任の御同意をいただきまして、誠にありがとうございました。身に余る重責ではございますが、監査の必要性及び重要性を深く認識し、代表監査委員とともに、適正な監査に努めて参りたいと考えております。

今後とも、皆様方の一層の御協力を賜りますよう、心からお願い申し上げまして、監査委員就任の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

(拍手)

○議長 (井上武君)

この際、お諮りいたします。本定例会において議決されました案件について、その条項、字句、数字その他整理を要するものについては、会議規則第40条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これに、異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長 (井上武君)

異議なしと認めます。よって、本定例会において議決された案件については、その条項、字句、数字その他整理を要するものについては、これを議長に委任することに決定いたしました。

○議長（井上武君）

以上をもって、本定例会に付議されました案件は、全て議了いたしました。

○議長（井上武君）

閉会前に広域連合長から挨拶があります。

○議長（井上武君）

連合長

○広域連合長（内藤佐和子君）

閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日の定例会におきましては、御提案いたしました議案につきまして、御審議を賜り、いずれも原案どおり御可決いただきましたことに、厚く御礼を申し上げます。また、人事案件として、監査委員の選任につきましても、議員の皆様のお賛同により、お認めをいただき、ありがとうございました。

開会の挨拶で申し上げましたように、後期高齢者医療制度は、多様な課題を解消するために、変化を続けております。

当広域連合では、制度の変化が生じる場合には、その内容を十分に周知・広報し、被保険者の方々が、安心して医療サービスを受けられるよう、業務を行って参りたいと存じますので、引き続き議員の皆様のお指導、御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○議長（井上武君）

これをもって、令和3年2月徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

（午後3時30分閉会）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和3年2月15日

議 長

会議録署名議員

会議録署名議員